

優良地理空間情報成果の認定及び優秀地理空間情報事業所の表彰に関する規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本地図センター（以下「センター」という。）が検定を実施した測量成果のうち、品質が優良なものを認定するとともに、多数の優良な測量成果を得た測量作業機関を表彰することにより、優良な測量成果を得るに当たって重要な役割と責任を果たした測量技術者及び測量作業機関の功績を称え、もって測量成果の品質の向上に資することを目的とする。

(優良地理空間情報成果の認定)

第 2 条 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、第 9 条第 2 項の規定に基づいて選定された測量成果を優良地理空間情報成果として認定し、これを公表するものとする。

(優秀地理空間情報事業所の表彰)

第 3 条 理事長は、第 10 条第 2 項の規定に基づいて選定された測量作業機関を優秀地理空間情報事業所として表彰し、これを公表するものとする。

- 2 過去に優秀地理空間情報事業所として前項の表彰を受けた測量作業機関が改めて表彰の要件を満たすこととなった場合は、その都度前項の表彰及び公表を行うものとする。
- 3 前項の表彰及び公表を行うに当たっては、通算して表彰された回数を明示してこれを行うものとする。

(選定の対象)

第 4 条 優良地理空間情報成果の選定の対象となる測量成果は、公共測量の測量成果であって、理事長が定める規模を満たすものとする。

(認定及び表彰の時期)

第 5 条 第 2 条の認定及び第 3 条第 1 項の表彰は、センターの事業年度ごとに、当該事業年度の終了後、遅滞なく行うものとする。

(審査委員会)

第 6 条 第 2 条の認定及び第 3 条第 1 項の表彰を適正かつ公正に行うため、センターに優良地理空間情報成果等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、理事長が委嘱する学識経験者 3 名の委員をもって構成する。
- 3 審査委員会の運営の細目は、理事長が定める。

第 2 章 優良地理空間情報成果の選定

(選定の原則)

第 7 条 優良地理空間情報成果の選定は、理事長が定める公共測量成果品検定要領に基づく検定作業の過程において、第 1 校の時点における評価点を基礎として行う。

(評価の手順)

第 8 条 測量成果の検定者は、自己が検定を行った第 4 条に規定する測量成果について、案件ごとに、自己が実施した項目について、様式 1 により測量成果品質評価記録（以下「評価記録」という。）を作成し、成果検定部長に提出するものとする。

- 2 評価記録に記載する評価点は、百点満点とする点数（整数）とする。
- 3 成果検定部長は、検定者から提出された評価記録に基づき、案件ごとに様式 2 により測量成果品質総合評価記録を作成するとともに、様式 3 により測量成果品質総合評価記録集計表を作成し、これらを理事長に提出するものとする。
- 4 一の項目について複数の検定者が検定を行った場合は、測量成果品質総合評価記録に記載するその項目の評価点は、検定を行った検定者全員の平均点とする。
- 5 第 3 項の測量成果品質総合評価記録及び測量成果品質総合評価記録集計表に記載する総合評価点は、百点満点とする点数（小数点以下 1 桁）とする。

(優良地理空間情報成果の審査及び選定)

第 9 条 理事長は、第 5 条の規定を踏まえ、審査委員会に対し、前条第 3 項の測量成果品質総合記録集計表その他必要な資料を沿え、優良地理空間情報成果の審査を要請するものとする。

- 2 審査委員会は、前項の要請に応じて審査を行い、優良地理空間情報成果とすべき測量成果を選定するものとする。
- 3 優良地理空間情報成果とすべき測量成果は、前条第 1 項の測量成果品質評価記録において評価点が 60 点未満の項目がなく、総合評価点が 80 点以上のものであって、数値地形図データ作成/基盤地図情報作成、写真地図作成、空中写真撮影（デジタル写真/アナログ写真）及び航空レーザ測量の分野ごとに、全審査対象案件のうち総合評価点に関して上位 30%以内にあるものを目安として選定する。
- 4 当該年度において、測量に関する法令違反、国の機関による指名停止処分その他不正若しくは著しく不誠実な行為に関与した測量作業機関の測量成果又は不正若しくは著しく不誠実な行為を行った測量技術者による測量成果は、優良地理空間情報成果の審査の対象としない。

第3章 優秀地理空間情報事業所の選定

(優秀地理空間情報事業所の審査及び選定)

- 第10条 理事長は、第5条の規定を踏まえ、審査委員会に対し、必要な資料を沿え、優秀地理空間情報事業所の審査を要請するものとする。
- 2 審査委員会は、前項の要請に応じて審査を行い、優秀地理空間情報事業所とすべき測量作業機関を選定するものとする。
 - 3 前項の測量作業機関は、優良地理空間情報成果として認定された測量成果を5以上有することとなった機関とする。ただし、10年を超える期間を経過した事業年度の優良地理空間情報成果は、算定の対象としない。
 - 4 前項の規定を適用するに当たり、既に優秀地理空間情報事業所として表彰された測量作業機関がその選定の根拠として算定された優良地理空間情報成果の個数は、除外する。ただし、選定の根拠として5を超える個数の優良地理空間情報成果が算定された場合においては、5を超える数から5を差引いた数を含めるものとする。
 - 5 当該年度において、測量に関する法令違反、国の機関による指名停止処分その他不正又は著しく不誠実な行為に関与した測量作業機関は、優秀地理空間情報事業所の審査の対象としない。

第4章 認定及び表彰並びに公表

(優良測量成果の認定等)

- 第11条 理事長は、第9条第2項又は第10条第2項の規定に基づいて審査委員会が選定をしたときは、特別の事情がない限り、その結果に基づき、速やかに第2条又は第3条第1項の規定に基づく認定等を行うものとする。

(公表)

- 第12条 第2条又は第3条第1項の規定に基づく公表は、センターのウェブサイトその他を利用して行うものとする。
- 2 前項の公表内容は、センターの理事会及び評議員会における報告事項とする。
 - 3 第2条の公表にあつては優良地理空間情報成果の名称、主任技術者の氏名その他の理事長が定める事項を、第3条第1項の公表にあつては優秀地理空間情報事業所の名称、代表者の氏名、対象となった優良地理空間情報成果の名称その他の理事長が定める事項を公表するものとする。

(認定又は表彰の取り消し)

- 第13条 理事長は、第2条の規定に基づいて認定を受けた測量成果に関し、これを得る過程において虚偽又は不正の事実があったことが判明した場合は、認定を取り消すことができる。
- 2 理事長は、前項の規定に基づいて認定を取り消した結果、第10条第3項に規定する要件を欠くこととなった測量作業機関の表彰を取り消すことができる。ただし、その後

認定された優良地理空間情報成果を算定することにより、これをしないことができる。

- 3 理事長は、第 3 条第 1 項の規定に基づいて表彰を行った事業年度から翌々事業年度までの間に、表彰の対象となった測量作業機関が測量成果の品質又は測量成果の検定制度に関し、測量事業の社会的信用を著しく失墜させる行為を行ったと認めた場合は、その表彰を取り消すことができる。

附則

- 1 この規程は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 第 10 条第 3 項の規定は、平成 29 年度から平成 31 年度までの間に認定された優良地理空間情報成果について適用するときは同項の規定中「5」とあるのは「3」と、同条第 4 項中「5」とあるのは「3」と、平成 29 年度から平成 32 年度までの間に認定された優良地理空間情報成果について適用するときは同項の規定中「5」とあるのは「4」と、同条第 4 項中「5」とあるのは「4」と読み替えるものとする。